



白門会

中央大学の同窓会である。私は徳島支部の会員だが卒業生では無い。40歳の頃6年間在籍し、多摩キャンパスのスクーリングに出席していた。しかし、今更という思いと多忙さで卒業は出来なかった。何かの折にその経緯を話すと白門会への入会を勧めてくれた。そのおおらかさが嬉しくて仲間に入れて貰った。そのため会合にはほぼ全部出席している。著名な人がたくさん参加しているが、先輩後輩の感覚で接してくれる。知人も多いので、あつという間に時間が過ぎる。宴の最後は「惜別の歌」で閉められ、毎回気分よく帰路に着く。



(竹内)

清算所得課税の廃止

平成22年10月1日以後に解散した法人から、会社清算の際の課税方式が改正されます。

会社が清算する場合、まず株主総会において「解散」決議を行い、その後、残余財産を確定・分配して「清算」をします。さらに、「清算終了登記」をすることで、会社は法的に消滅します。

改正前は、解散以後、清算終了までの期間の法人税については、通常の所得計算（収益 - 費用）ではなく「清算所得課税」という計算方式が採られていました。

具体的には、清算所得 = 残余財産の価額 - (解散時の資本金等の額 + 解散時の利益積立金額等) と計算され、これに27.1%の税率で法人税が課税されていました。

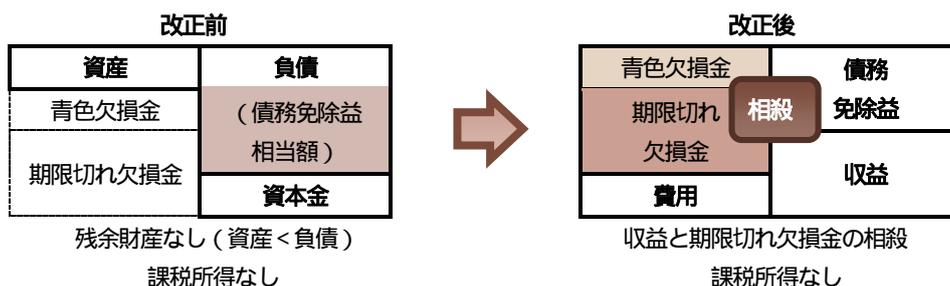
改正後は、この清算課税方式が廃止され、通常の所得計算（収益 - 費用）で法人税が課されることとなります。

ここで注意すべき点は、業績不振等で債務超過に陥っていながらも、所得と相殺できる青色欠損金の期限（7年）が既に過ぎているような会社です。

この点、従前の清算課税方式によれば、債務超過（資産 < 負債）である以上、残余財産はゼロであり、法人税の課税はありませんでした。

一方、改正後の所得計算によれば、残余財産の処分益や負債の免除に伴う所得に対し、法人税が課税されるおそれがあります。

そのため、事業年度末において実質債務超過である等、残余財産がないと見込まれる場合には、青色欠損金だけでなく、過去の期限切れ欠損金についても所得と相殺して課税所得を生じさせない手当てが施されています。



(大寺)



去る8月22日に、第42回社会保険労務士試験が全国19都道府県で実施されました。受験中に「合格したら一度は試験監督官をしたい」と思っていたのですが、今回、早々と高松で委嘱の機会がありました。老若男女を問わない受験生の張りつめた緊張感は、まるでパワースポットの中に遭遇したみたいで、午前の1時間20分、午後の3時間30分が瞬く間に終了しました。

帰りのJRの中では、担当教室の女性受験生と通路を隔てて隣り合わせになり、お互い「アッ」という言葉で、緊張感が解れて会話が弾みました。その女性は病院で事務の仕事をしており、資格を取って年金関係の業務に携わりたいと、イキイキと話をしてくれました。それからは一緒に受験した人と答え合わせをしたり、今回ダメだったら、又、来年受験する等、テンションは上がったままでしたが、私はその声を聞きながら心地よい疲労感と共に浅い眠りに入りました。私ももっとアップしなくては・・・パワーを充電できた一日でした。

(竹内政代)



資産税係

生命保険金には、相続税以外の税金が課される場合がある

生命保険金に係る税金と言えば、相続税がまず浮かびます。

しかし、実際には相続税以外の、所得税や贈与税の課税対象となるケースもあります。

代表的な課税関係を示すと次のとおりとなります。

| 被保険者 | 保険料負担者 | 課税関係 |
|------|--------|-----------|
| A | A | 相続税 |
| A | B | 所得税(一時所得) |
| A | C | 贈与税 |

- A...被相続人(亡くなった者)
- B...保険金受取人
- C...上記以外の者

被相続人が保険料を負担していれば相続税、保険金受取人が負担していれば所得税、それ以外の者が負担していれば贈与税の課税対象となります。

税法では、保険契約者が誰なのかではなく、実際に保険料を負担している者が誰なのかというところに注意を払う必要があります。

生命保険契約を締結する際、保険料負担者と保険金受取人との関係を考慮することで、万一のときの税金を少なくすることが出来るかも知れません。

(久保脇)

医療係

医療法における医療法人の類型

医療法人の基礎知識を何号かに渡って書いていきたいと思います。

第5次医療法改正以降の医療法人類型が下図のようになっています。

いわゆる「地上2階地下1階」といわれる制度です。

地下1階部分とは、平成19年3月31日までに設立申請した持分の定めのある社会医療法人(出資額限度法人も含む)のことを指します。また、解散時の残余財産の処分について、改正医療法に則った医療法人(基金拠出法人を含む)を地上1階の医療法人といい、その中でも公益性の高い社会医療法人が地上2階の医療法人です。

| | | | |
|-------------------------|---|--|----------|
| 地域医療の中核病院等 | → | 「社会医療法人」 | 2階 |
| 新法施行後の設立はこの形態となる | → | 「財団医療法人」「持分の定めがない 社団医療法人(基金制度あり・なし)」 | 1階 |
| 新規設立はできない 当分の間経過措置あり | → | <経過措置型医療法人> 「持分の定めのある社団医療法人」 「出資額限度法人」 | 地下 1階 |

22年3月末現在、医療法人45,989件の内約93.3%が、地下1階部分である持分の定めのある医療法人であり、これらの医療法人は「当分の間」存続を認められた経過措置型医療法人です。

(田中)

建設係

経営事項審査の改正

中央建設業審議会の答申を踏まえ、経営事項審査の審査基準の改正が平成23年4月1日以降の審査について適用開始が見込まれ、改正案は以下のとおりです。

1. 評価対象とする技術者を、審査基準日前に6ヶ月以上の恒常的雇用関係がある者に限定する。
高齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者については、雇用期間が限定されていても評価対象に含める。
 2. 建設投資の減少により、完成工事高の評点テーブルの上方修正
 3. 再生企業に対する減点措置
 - ・ 再生期間中は一律60点減点
 - ・ 再生期間終了後は「営業年数」評価はゼロ年からスタート
 4. 社会性等(W点)の評価項目の追加
 - ・ 建設機械の保有台数に応じた加点
 - ・ ISO9000シリーズ、14000シリーズを取得している業者に対して加点
- 今後、時期・内容が決定したい随時お知らせいたします。

(岸上)

会計制度

貸借対照表

当社がお客様にお渡しする決算書は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表から構成されています。今月から、決算書の基本的な読み方についてご説明します。まずは、**貸借対照表**について、です。

貸借対照表とは、一定時点における企業の財政状態を示す一覧表のことを指します。企業の「資産の部」と「負債の部」、「純資産の部」を対照表示することによって、企業の財政状態を明らかにする報告書です。資金の調達源泉と、資金の用途が記されています。以下、各々の部について概要を記しておきます。

資産の部は、会計上、流動資産、固定資産、繰延資産に大別できます。金銭、金銭的価値のあるもの、そして会社に将来何らかの収益をもらす可能性があるものをまとめて資産といえます。

負債の部は、流動負債、固定負債に大別できます。流動負債は、おおむね1年以内に債務を履行するもので、固定負債は1年を超えるものを指します。法的債務や、未払費用や引当金など法的債務でないものの経済的負担を伴うものも含まれます。

純資産の部は、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権等で構成されます。ここは複雑な部門ですので、来月詳しくお伝えする予定です。

(渡邊)

10月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満：
請負金額19,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
- 31日 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満7月~9
月分>(労働基準監督署)
- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・産保印紙保険料納付
(使用)状況報告書提出
(社会保険事務所または健康保険組合、公共職業
安定所)
- 労働保険料の納付<延納第2期分>
(郵便局または銀行)

- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受
給権者(誕生月を迎える者)現況届
- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)
現況届
- 労災年金受給権者(7月~12月誕生月の者)定期報告
- 社会保険労務士制度推進月間
国民年金制度推進月間(~11月の2ヵ月間)
全国労働衛生週間(1日~7日)
高齢者雇用支援月間
中小企業退職金共済制度加入促進強化月間
健康強調月間

10月の税務

- 1 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
通知期限...10月15日
- 2 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)
納期限...10月中において市町村の条例で定める日
- 3 9月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限...10月12日
- 4 8月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・
法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
申告期限...11月1日
- 5 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に
係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限...11月1日

- 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
<消費税・地方消費税>
申告期限...11月1日
- 7 2月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・
法人事業税・法人住民税>...半期分
申告期限...11月1日
- 8 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人
の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限...11月1日
- 9 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除
く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人
は2ヵ月分)<消費税・地方消費税>
申告期限...11月1日

9月3日の研修会時に皆様にアンケートをお願いしました。

その結果・・・下記のとおり、「さくら通信」は読んでいただいているようですが、「さくらのブログ」は見たことがないという方がたくさんいらっしゃいました(>_<)

今月号はその一部をちょっとご紹介します。ブログは、毎週2回(火・金)に更新しています。

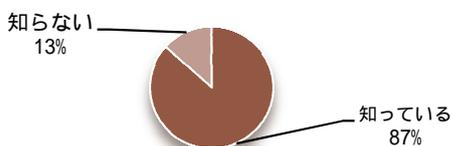
役職員全員で、記事を更新していますので、お時間がある時にぜひご覧ください。

よろしくお祈りします m(_ _)m

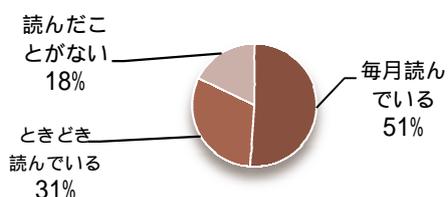


(平野)

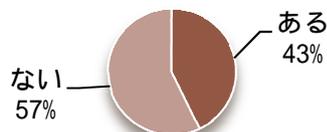
Q1. さくら通信を知っていますか？



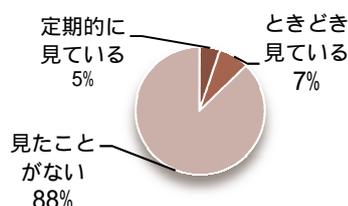
Q2. さくら通信を読んだ事がありますか？



Q3. さくら事務所のホームページを見た事がありますか？



Q4. ホームページのさくらのブログを見た事がありますか？



「さくらのブログ」の紹介

【9/6 UP】

インターンシップ

当事務所では、毎年インターンシップの受入れをしております。

本年も、8月30日より1週間、四国大学の学生(女子)が研修生として勉強にいられました。

最終日に、感想をいただきましたので、ご紹介させていただきます。

「8月30日から9月3日までインターンシップでお世話になっています。

不安でいっぱいだったこの研修も気が付けば最終日となり、何だか寂しい気持ちです。

事務所の皆様には本当に良くしていただいて、朝少しでもゆっくり出来るように、と自転車まで貸していただいて・・・

本当に嬉しく思います。

言葉では言い表せないくらいの感謝でいっぱいです(^ ^)

高校生以来の自転車通勤も全く苦にならず、懐かしい気持ちでいっぱいでした(笑)

ご指導下さった皆様方、本当にありがとうございました。

ご迷惑ばかりおかけして本当にすみませんでした。

でも本当に充実した研修を送ることが出来ました。

ありがとうございました。」

(研修生)

【8/24 UP】

92歳の誕生日

本日、8月24日(火)

当事務所の、木村義次先生が92歳の誕生日を迎えられました。

先生より一言

「生きてる 生きてる」 92歳の誕生日を迎えることが出来ました。

大病を患って「青ビョウタン」と陰口を浴びながらも、20歳から3年を過

ごしてやや回復するや、青春の情熱もだし難く志願して御用船に乗り、シンガポールで軍務に就いた。

敵地の中で、持ち前の「どうにかなる」と楽天的に4年間を過ごし捕虜生活。

こんなムゴたらしいものはない。何でもやらされた。文章で書きにくいような事も。

しかし、困難にぶつかっても、いつも助けてくれる人が現れるんです。これが92年の生命を戴いたモトでしょうね。ありがたいことと、その時は強く感ずるのに、少し時間が経てば忘れるんです。駄目男ですね。

また、少し時間をおいて思い出し、誤りのないことをしようと思掛けるんです。

どうしてその時に判らんのでしょうね。

人間の弱点をさらけ出しながらの92年でした。

今後は、皆さんからご注意をうけながら頑張って行きたいです。

ホントによろしくお祈りします。



さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。